

◎庖丁刀、今ははうちやう、とのみいへり、これも、かたなどいふべきをはぶける片言なり、  
○切板、今はまないとのみいへり、古くは切板といへり

黒澤登幾子傳補遺

下村三四吉

二十三日の審問後は「十日餘り捨られて更に呼出しなかりけり、ちはや卯月も暮て行、五月の闇の晴れやらず」ほど、ざす血に啼くころとはなりぬ。その七日并に十五日の二回、更に呼出しありて、「此度江戸表に於て石谷因幡守、池田播磨守、松平伯耆守殿、御尋の筋有て江戸表へさし下す」との命をうけぬ。

一禮を述べ立出れば次なる大白砂にて

御繩をほどきて、白布を帶の如くたゞみて御繩の替りに掛替らる、等丸駕籠をつり出して、其中に新しき四布ふとんを一枚敷て、其中に乗せらる。諸士代の御方々に一禮をなして、駕籠に乗り、大なる門を出れば、御役方には、柏原與五郎、柴田勇四郎御兩所、ついの四枚駕籠新しく仕立、等丸駕籠中に引そへ、乗かけ一駄、長持一竿、小使侍三人、其内二人は御方々の御家來衆、外に露拂二人、都合八人、大津までは四五十人白裝束に送らるゝ。大津より皆々駕籠にてひとまこひしてわかる。其より五十三次の宿々、町役人残らず押棒つき、赤綱手先一行に連り、道中の雲助在々所々より人足數多呼出し、宿々より露拂二人づゝ、都合四人づゝの下坐ふれにて、恰も大名の往來の如し。問屋場の

前は駕籠を地に付けず、肩を入れ替へて飛が如くに急ぎける。宿りは乘掛にて先ぶれし、七つに

着、等丸駕籠は宿の中程に居、奥座敷は御役人

次の間は御家來衆、等丸駕籠の双方へは高張を

付、寢すの番六人づゝ、駕籠の穴双方より二人づ

ゝ蚊をあふがせ、明七つ立にて往來す。御城下

は御城代りつばの侍真先に進み、家中の方々

大勢にて御先向ひ、先駕籠の役人駕籠より下り

て路地にて禮儀を述べ往來す。宿々は殊更嚴重

にて、商人旅人も道をよぎらず、見物數多出で

軒下に平伏す。……

登幾子が江戸に押送せられし道中の状況右の如し

沿道の觸目感想する所は、之を歌詞にあらはして

自ら感めけり。

宮の宿七つ立て鳴海宿にてほのく

と夜明ければ、

ねば玉の夜も明かたと鳴海かた

たもとをしばる五月雨の空

と咏じければ、御役人ちかひない、明分になつて

きた、又荒井の御關所舟中にて

旅衣あら井の關をすき越えて

かぜにまかするけふの早船

其より毎夜く歌はできたかと御尋ありければ

京都揚り家にてつりり置たる歌あり、北野天満

大自在天神宮といふ事を歌の上に居てよみければ、此を出して示す。

ききみがためはるゝこゝに北野なる

神にちかひをかけてたのまん

たたまほこの道ふみわけてけふこそは

神の御前に引れ來にけり

の野の末も神の御垣もをしなへて  
 梅のにはひはかはらざりけり  
 て手すまびに折らばやをらん神垣の  
 はなてふ花にこゝろうかれで  
 むら雨の雲の絶間を降出で  
 ます鏡きよき光りは幾千代も  
 八百萬代のかみの御前に  
 武藏野にしげるよもぎの露分けで  
 雲井へかよふ神のみちびき  
 たまちはふ神の道とてすなをなる  
 むかしにかへれ日本くにびと  
 いにしへもいまもさかゆる菅原の  
 神の御末のすゑぞたふとき  
 しがらみとなりてといめよ君が代の

千代のためしを神にちかひて  
 さらぬだにふもひをこめし神垣に  
 夜な／＼もゆる夏虫のかげ  
 千本にしげる松のみどりは  
 照すかす朝日の影ともろともに  
 さよさ心をうつす御手洗  
 むら千鳥神の御山におりはへて  
 松に八千代の音をのみぞなく  
 しきしまのやまと心を神かけて  
 みがくひかりは四方にかゝやげ  
 むひさゝびどなりても神の御社に  
 君が爲にや行きかよひせん  
 ぐくみわけて神やうくらん玉ほこの  
 道をなかる、水のこゝろを

ううきこともうれしき事にかはるらし  
かけしちかひは神のまにく。

○明治八年茨城縣參事關新平氏より、登幾子の誠忠につきて特別賞賜の儀を太政官に上請せり。

茨城縣參事關新平上申書

○江戸にて審問をうけし次第は本傳にのべたれば  
今は略しつ。登幾子はその十月二十七日終に「日  
本橋より五里づゝ山城國常陸國右の場所御構へ、  
中追放被仰付」たり。それより、下野國茂木村に  
下り住まひしこと前記せり。登幾子が自叙記  
の末尾に曰く、

我老衰の身として、三ヶ都の獄中しのぎ、五十  
三○次○等○九○鷲籠○の難儀、淺草ための病氣、幾度か  
死を覺悟致し、危きこと虎の尾を踏むが如くに  
して、身体のつゝきしは、全く以て天の御助な  
るべしと存じ、國家安全の御祈禱怠らず勤め居  
り候。

と、愛國の至情藹然として掬すべし。

○明治八年茨城縣參事關新平上申書

時子夙に勤王の志を懷き、京師に至り、藩主の  
寃を訴ふる等の行實人口に膾炙し、詠歌は振氣  
篇と稱する書に載有之趣に付、水戸縣舊官員  
へ尋問候處、安政五戊午舊藩主贈從一位源  
齊昭讒誣の冤枉に罹り幽蟄の厄に遭ふに際し、  
慷慨悲憤國家の爲め誓て其寃を雪かんとし、家  
産を顧みず、遠く京師に赴き、東坊城家に便り  
藩主の幽屏を解かんと欲す、事未だ施すに及ば  
ず、幕吏の逮捕する所となり、繫獄艱難九死を  
出て一生を得、己未十月追放の命を以て漸く家  
に歸るを得たり。

○初め父光仲舊修驗にて、粗々群書に涉り、子弟

を教育し、時子其業を襲ぎ、文辭を善くし。國

歌を好み、其英敏男兒も及ばず。幕府季世奸邪の徒追々忠正の士を黜くるを聞き、憤懣に堪へ

ず、天下に先ち、大義を唱へ、西上力を王室に効す、其義氣篤志世の知る所。草莽間の婦女には無比の者に有道、然るに御賞典遺漏に及び

遺憾不尠、今日に至り上陳不都合には候へども

餘命もこれなきものに付、特別の御詮議を以て

終身三人口下し賜、候様仕り度、別冊履歴及び

即今一家の人口書添此段相伺候也。

右につき、朝廷よりほどなく終身祿御下賜の御沙汰ありき、今その辭令書を左に記して終結となす。

辭令書

茨城縣錫高野村

黒澤登幾

右夙に尊王の心厚く専ら心を國事に盡し去る安政五年窃に上京遂に幽囚に就くと雖とも始終志を變ぜざる段奇特の事に候依て爲其賞終身現米拾石下賜候事

